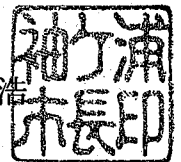


袖ヶ浦市告示第235号

袖ヶ浦市税条例（平成5年条例第1号）第18条の2第1項の規定に基づき、富山県及び石川県における市税に関する申告期限等を延長する件（袖ヶ浦市告示第13号）において別途袖ヶ浦市告示で定めることとしている期日のうち、下記に掲げる指定地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月17日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 記



都道府県名	指定地域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町